

議案第123号

さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例を廃止する条例の制定について

さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例を廃止する条例を次のように定める。

平成29年6月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例を廃止する条例

さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例（平成26年さいたま市条例第81号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前のさいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例に規定する委員であった者に係る同条例第6条に規定する守秘義務については、なお従前の例による。